

室蘭市公設地方卸売市場
水産市場整備事業
要求水準書

令和2年7月
室蘭市

目 次

1. 総則	1
(1) 要求水準書の位置づけ	1
(2) 基本設計図の位置づけ	1
(3) VE 提案に関する事項	1
(4) 本書等の変更に関する事項	1
(5) 本事業スケジュール(予定)	2
(6) 適用法令及び適用基準	2
2. 本事業における対象施設等	5
(1) 敷地概要	5
(2) 整備対象施設概要	6
3. 施設整備に係る要求水準	7
(1) 共通事項	7
(2) 建築計画	7
(3) 諸室計画	9
(4) 構造計画	10
(5) 電気設備計画	11
(6) 機械設備計画	13
(7) 昇降機設備計画	14
4. 業務実施に係る要求水準	15
(1) 共通事項	15
(2) 設計業務に係る要求水準	16
(3) 監理業務に係る要求水準	19
(4) 施工業務に係る要求水準	19
(5) 要求水準の確保及び企画提案事項の実施確認について	24

添付資料リスト

- ・添付資料 1_地質調査報告書
- ・添付資料 2_敷地測量調査報告書
- ・添付資料 3_特記仕様概要書
- ・添付資料 4_工事区分表
- ・添付資料 5_関連図面

1. 総則

(1) 要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、室蘭市（以下「本市」という。）が「室蘭市公設地方卸売市場水産市場整備事業（以下「本事業」という。）」の実施に当たって、設計施工一括発注方式の受注事業者（以下「受注者」という。）に要求する施設機能・性能及び業務の最低水準を規定するものである。参加者は、要求水準として具体的な特記仕様のある内容についてはこれを遵守して提案を行うこととし、遵守すべき内容としては、本書に「～とすること」と記載された内容のほか、【添付資料 5_関連図面】の仕上・仕様概要表、設備諸元表の条件設定値等を遵守するものとする。「～程度」と記載されている項目については、同レベルの性能を実現するものを提案すること。また、「検討する」と記載しているものは、プロポーザル時又は実施設計時に、受注者が提案の上、本市と採否を協議する項目を示している。

(2) 基本設計図の位置づけ

基本設計図は、本市が「室蘭市公設地方卸売市場水産市場基本設計（以下「基本設計」という。）」の平面図等として作成した設計図をもとに、事業予算確認と本書に示す計画条件等の理解のために、具体的な計画案の一例としてまとめたものである。したがって、提案に際して基本設計に示す仕様・数量等を参考に、参加者には積極的に創意工夫を発揮した提案を求めるものである。但し、平面計画の変更は求めていない。ただし、配置計画において基本設計図から一部計画の見直しを行っており、基本設計変更概要にその内容を示している。

(3) VE 提案に関する事項

- ア. 本書に明示された条件を満たし、本書、基本設計に示された性能と同等以上の性能を確保して、コスト縮減や工期短縮を図ることができる、基本設計に対する変更提案を VE 提案と呼び、技術提案書に盛り込んだ提案価格とすることができる。
- イ. 契約締結後に、受注者の責めに帰すべき事由により、本プロポーザルにおける受注候補者選定時に採用されたコスト縮減となる VE 項目が実施不可能となった場合は、当該 VE 項目に関する部分は、基本設計に基づき実施設計及び施工を行うものとする。この場合の工事請負代金は、当該 VE 項目を採用した場合の金額とする。また、性能向上となる VE 項目については、受注者の責任において提案条件で実施することとし、実施不可能となった場合は別途契約に定めるものとする。
- ウ. 契約締結後、受注者の責めに帰すことのできない事由により、本プロポーザルにおける受注候補者選定時に採用された VE 項目が実施不可能となった場合は、本市と受注者が協議して定めるものとする。

(4) 本書等の変更に関する事項

本市は、工期中に次の事由により本書等の見直し、その変更を行うことができる。

- ア. 法令等の改正により、本事業内容が著しく変更されたとき。
- イ. 災害、事故等により、特別な本事業内容が必要なとき、又は本事業内容が著しく変更されたとき。
- ウ. 本市の事由により、本事業内容変更が必要なとき。
- エ. その他、本事業内容変更が特に必要と認められるとき。
- オ. 本書等の見直しに当たり、本市は事前に受注者へ通知する。見直しに伴い本書等を変更するときは、これに必要な契約変更を行う。

(5) 本事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

受注者選定	令和2年 7月 ～ 令和2年 9月
設計施工期間	令和2年10月 ～ 令和4年 6月【引渡し】
準備期間（予冷・備品搬入・引越し）	令和4年 7月 ～ 令和4年 8月
新市場本格稼働	令和4年 9月 ～

(6) 適用法令及び適用基準

本事業の実施に当たっては、設計、施工等の各業務の提案内容に応じて関連する関係法令等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

適用法令及び適用基準は、設計、施工等の各業務の開始時に最新のものを採用すること。なお、本事業に関して留意すべき関係法令等は次のとおり。

ア. 法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 消防法
- ・ 駐車場法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 食品衛生法
- ・ 騒音規制法 振動規制法
- ・ 電気事業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 官公庁施設の建設等に関する法律
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 地方自治法
- ・ 警備業法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働安全衛生規則
- ・ 事務所衛生基準規則
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 屋外広告物法
- ・ 道路運送法
- ・ 会社法
- ・ 電波法
- ・ 健康増進法
- ・ 航空法
- ・ 災害対策基本法
- ・ その他関連する法令等

イ. 北海道・室蘭市条例等

- ・ 室蘭市建築基準法施行条例
- ・ 室蘭市建築基準法施行細則
- ・ 北海道福祉のまちづくり条例
- ・ 北海道景観条例
- ・ 室蘭市まちづくり総合計画
- ・ 室蘭市都市計画マスタープラン
- ・ 室蘭市中高層建築物に関する指導要綱
- ・ 火災予防条例
- ・ その他例規

ウ. 官庁営繕関係統一基準等

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 公共建築設備工事標準図
- ・ 官庁施設の設計業務等積算基準
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築工事標準仕様書 同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事
- ・ 建築工事標準仕様書 同解説 JASS6 鉄骨工事
- ・ 建築基礎構造設計指針
- ・ 建築鉄骨設計基準及び同解説
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 構内舗装、給排水設計基準
- ・ 擁壁設計標準図
- ・ 敷地調査共通仕様書
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 雨水利用、排水再利用設備計画基準
- ・ 北海道建設部営繕工事積算要領
- ・ 建設リサイクル法関連届出
- ・ 建設リサイクル推進計画
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 建設リサイクルガイドライン
- ・ 公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について
- ・ 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領
- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・ 室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について

- ・ 駐車場設計・施工指針 同解説
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 実務者のための工事監理ガイドラインの手引き
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き
- ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
- ・ その他関連する建築学会等の基準・指針等

2. 本事業における対象施設等

(1) 敷地概要

ア. 敷地現況、位置

建設地	室蘭市東町3丁目1番23,85,89,91
敷地面積	31,016.59 m ²
用途地域	準工業地域
指定建ぺい率	60%
指定容積率	200%
高度地区	指定なし
防火指定	指定なし
日影規制	日影規制対象 5m 4時間 10m 2.5時間
その他	

イ. 敷地状況

本敷地は4面が道路と接しており、海浜公園に接する海岸地域である。敷地内は西側1/3程度がグラウンドとして使用されていたため1段高くなっており、1.5m程の段差が生じている。

ウ. インフラ整備状況

本敷地のインフラについては【添付資料2_敷地測量調査報告書】を参照し、設計時に関係機関に確認すること。引込みや接続方法については、受注者の提案による。

エ. 地下埋設物、土壌対策等

本敷地にある構造物、植栽は、【添付資料2_敷地測量調査報告書】を参考とすること。但し、建物は解体撤去済である。地下埋設物について、解体撤去建物の残置杭があり、一部消防設備用の給水配管が存在する。その他、別紙に記すもの以外の地下埋設物はないと想定しているが、存在した場合は費用負担の協議により受注者が撤去するものとする。敷地は形質変更時要届出区域（北海道告示第472号：特定有害物質：自然由来のヒ素）に指定されている。

(2) 整備対象施設概要

ア. 対象業務

本事業の対象業務は、次表の「○」が記されている業務である。「—」が記されている業務は、別に発注する予定である。

区 分	設計 業務	監理 業務	施工 業務
a. 市場施設建築工事	○	○	○
b. 外構工事	○	○	○
c. その他工事（関連店舗、各倉庫、取水施設等）	○	○	○
d. 家具・備品、付帯設備・機器・引越し	○	—	—

*設計業務は、本体工事着手前までにそれぞれの事業費算出業務も含むものとする。

イ. 概算事業費

本事業の概算事業費(予算額)は次のとおりである。

工事区分については【添付資料 4_工事区分表】を参照すること。

受注者が実施設計から工事まで行うもの次の事業費内で本事業を行うこと。

実施設計・工事監理業務	約 1 億円
市場施設建設工事（水産棟・冷凍冷蔵庫棟）	約 5 0 億円
その他工事（関連店舗、各倉庫、取水施設ほか）	約 3. 5 億円
外構工事	約 2. 5 億円
<hr/>	
合 計（消費税及び地方消費税を含んだ額）	約 5 7 億円

ウ. 施設規模

本施設の基本設計における延床面積は 約 12,000 m²であるが、【添付資料 3_関連図面】の各室面積と機能を確保した上で、VE 提案において本事業費を削減する提案を期待する。

3. 施設整備に係る要求水準

(1) 共通事項

- ・ 本施設の設計の仕様は、設計業務の開始時点で国土交通省から出されている最新版の設計基準及び仕様書等の官庁官繕関係統一基準による。ただし、設計業務期間中にこれらの設計基準及び仕様書等が改定された場合は、これに従うものとし、当該改定内容が法令変更によるもの場合は、事業契約書に規定される措置に従うものとする。
- ・ 各諸室の面積・仕様等は【添付資料 5_関連図面】に基づき提案すること。
- ・ 本施設の工事の仕様は特記なき限り、「公共工事標準仕様書」（建築工事編）、「公共工事標準仕様書」（電気設備工事編）、「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編）によること。
- ・ 新工法やトップランナー機器の採用など上記適用基準等よりも難しい工法、材料、製品等を採用する場合は、受注者が当該性能、機能等を満たすことを証明し、本市の承諾を得ること。
- ・ 外壁、屋根、内壁、床等主要な仕上げに係る設計については、所要の性能を有し、維持管理性に優れ、意匠性に配慮しつつ、華美とならないようデザイン、仕上げ等に十分配慮すること。
- ・ 海岸地域に属するため、十分な調査検討を行い、塩害や砂害が発生しないよう実地に根差した設計とすること。

(2) 建築計画

ア. 外観意匠

- ・ 周辺環境との調和を考慮したデザインを行うこと。
- ・ 風雪等の敷地の気候条件に適した安全性、合理性を考慮した屋根、庇形状、外部開口の取り方とすること。
- ・ 外装等の仕上げは、塩害等への耐久性を考慮し、構造躯体の長寿命化に配慮すること。

イ. 配置計画

- ・ 新市場の形状、平面等を考慮した合理的な提案とすること。
- ・ 駐車場は敷地内にできるかぎり駐車台数を確保すること。
- ・ 地上 2 階建て程度とすること。
- ・ 安全で分かりやすい動線計画とし、商品の荷下ろし、積込みが容易な計画とすること。
- ・ 冬季の除雪に配慮した配置及び施設計画とすること。

ウ. 動線計画

a. 市場へのアクセス

- ・ 敷地への進入、退出位置は周辺環境、道路交通への影響に十分配慮して計画すること。利便性を考慮した駐車場レイアウトとし、人と車の動線を分離した安全な動線計画とすること。
- ・ 原則として、メインエントランスを西側に設置し、サブエントランスは東側に設置すること。ただし、利便性向上の目的でエントランスを複数箇所設置することは構わない。
- ・ トラックの待機スペースを考慮して計画すること。

b. 建物内動線

- ・ 平面計画においては、関係者の利便性、衛生確保、安全性、防災性（避難経路のわかりやすさ、誘導の容易さ等）を考慮した動線計画を行うこと。
- ・ 管理区分に配慮し、セキュリティ区画を設定しやすい計画とすること。
- ・ その他、機能配置の条件は平面計画による。

エ. セキュリティ計画

- ・ 厳格なセキュリティ区画は行わないが、管理棟を設置するなどにより、来場者の市場内への入場に対して抑制が図れるように計画すること。
- ・ 主に職員が専用する廊下の入口等には注意表示サイン等で進入抑制を行うこと。
- ・ 守衛室は常駐管理とし、入場時の来場者受付及び職員の入退出管理と警備を行うものとする。
- ・ マスターキーシステム等の採用による鍵管理計画を検討すること。

オ. 内外装仕上計画

- ・ 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮した計画とすること。
- ・ 仕上げ材は各部門、諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとし、市場としての衛生を確保できるものとする。
- ・ 仕上げ材は長寿命で耐久性に優れ、かつ、清掃・補修等がしやすいなど維持管理・更新性に配慮したものを選定すること。
- ・ 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材・設備とすること。
- ・ 使用する材料は、シックハウス対策に配慮したものとし、F☆☆☆☆製品を採用すること。
- ・ 施設改修時、解体時に環境汚染を引き起こさないよう十分留意すること。
- ・ 危険な凹凸を避けるなど、怪我をしない素材を使用し、安全性に配慮すること。
- ・ 快適で清潔な施設となるように、色彩計画に十分に配慮すること。

カ. 防災・災害対策計画

- ・ 災害時のライフライン（水・電力等）の確保に配慮した設備計画とすること。電力供給は、水害の被害を受けない対策を講じ、非常用発電機を重要機能のバックアップ電源として整備するなど、災害時に遮断されるリスクを最低限に抑える計画とすること。
- ・ 火災等の災害時には、容易かつ安全に避難することができる計画とすること。
- ・ 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
- ・ 建物内外について災害時の避難動線を確保し、施設利用者（市場関係者）の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きに配慮すること。
- ・ 施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じること。特に、津波の影響を想定し、浸水、冠水について十分に配慮すること。

キ. 安全・防犯計画

- ・ 入場者及び職員の安全を確保するとともに、個人情報等を適切に管理する施設とすること。
- ・ バルコニー、階段等については、転落防止に配慮した計画とすること。
- ・ 建具等のガラスについては安全面と環境面を考慮し、飛散防止・転落防止措置や遮熱措置に配慮してフィルムやコーティング材を使用すること。
- ・ 人の触れる部分の仕上げ材については、安全確保と美観保持の観点から、破損防止、衝撃に対する十分な強度と汚損防止性能を有する工法・材料を採用すること。
- ・ 可動部分については挟まれ防止など人に損傷を与えないように必要な措置を講じること。

ク. 環境計画

- ・ 二酸化炭素排出量に関しては、「官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）」に基づき、できる限りライフサイクルCO₂の削減に努めること。
- ・ 自然採光、自然通風、自然換気の有効活用等の自然エネルギーの積極的利用の検討を行うこと。
- ・ 高耐久性コンクリートやメンテナンスフリー材料など維持管理経費節減に考慮すること。
- ・ 廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用を促進する資源循環型社会の構築に向けて、建設工事においてもリサイクル資材の活用に配慮すること。
- ・ 建物の負荷（W/m²）の低減を図り、電気、ガス、水道等の光熱水費を極力抑えた計画を行うこと。

ケ. 維持管理計画

- ・ 長期にわたる建物利用を考慮し、省エネルギーと長期修繕の観点からライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。
- ・ 大規模修繕工事が最小限となるよう、建築・設備の更新、修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。
- ・ 設備更新における搬入経路の確保を行うとともに、維持管理を容易に行うことができるものとする。

コ. 外構計画

基本設計を参考に計画すること。

a. 駐車場の計画

- ・ 駐車場法の規定に準拠した計画とすること。
- ・ 施設の防犯性・安全性等を考慮した照明計画とすること。
- ・ 照明器具は、省エネルギー・高効率タイプを利用すること。
- ・ 駐車及び通路機能に必要な路面表示を行うこと。

b. その他

- ・ 構内舗装・排水の設計に当たっては、「構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に記載されるものと同等以上にあることを原則とすること。
- ・ 舗装の種類を選定に当たっては、景観等への配慮、排水負担の軽減等に考慮すること。
- ・ 構内排水は、管渠等による雨水の敷地外排水とあわせて、雨水流出量の抑制と平滑化を図ること。

サ. サイン計画

a. 全体サイン計画

- ・ サインは誰もが分かりやすい表示と見やすい位置と高さを設定し、表示位置、色、文字サイズ等の標準化を図ったものとする。
- ・ 現在地及び出入口位置等が容易に分かるよう、適切なサイン計画を行うこと。
- ・ 降雪時でも視認できる計画とすること。
- ・ 駐車及び通路機能に必要な路面表示を行うこと。

b. その他

- ・ 入場者が利用する部分には、情報提供や展示・啓発が行えるよう、掲示板やピクチャーレールの設置など、きめ細かな配慮を行うこと。
- ・ 国旗等を掲揚するための旗竿を適切な位置に1本（高さは10m程度）設けること。

(3) 諸室計画

ア. 共通事項

- ・ 諸室の面積、仕様及び必要な設備については、【添付資料 5_関連図面】を基準としつつ、使用目的や機能に応じた最適な計画とすること。また、受注者が必要と思われる諸室を適宜設定すること。
- ・ 海岸地域にあるため、十分な換気を行い、結露や塩害等が発生しないようにすること。
- ・ 床面は平滑で滑らない仕様とし、水が溜まらない程度の勾配を設けること

イ. 各諸室の要求水準

a. 部門別計画

- ・ 各部門の配置、機能については、【添付資料 5_関連図面】を基準としつつ、各部門の役割と市場関係者の関係を把握し、円滑に利用できるような合理的な配置・動線計画とすること。
- ・ 商品の流れや機能に即したゾーニングを設定し、効率の良い動線を確保すること。
- ・ 衛生管理を確保できる機能を有すること。

b. 各室部分

- ・ 執務スペースは、事務の効率化やコミュニケーションの活性化につながり、働きやすいレイアウトを計画すること。
- ・ 壁面利用の可動式書架の設置を可能とするなど省スペースに配慮したものとする。
- ・ 会議室は全体で共用利用するものとし、規模や用途に応じて柔軟に分割した利用ができるように計画すること。
- ・ 執務室、会議室、作業スペース等は、小規模な室を除いてOA機器利用を考慮したフリーアクセスフロアとすること。
- ・ 窓にはブラインド等及びブラインドボックスを設置すること。ブラインド等は維持管理コストがかさまず、メンテナンスの容易なもので、通風にも配慮したものとする。
- ・ 廊下部分は見学スペースを兼ねた計画とすること。
- ・ 災害時に市場関係者に提供できる食料、飲料等を保管する備蓄倉庫を整備すること。

c. 全体共用部分の計画

① 基本方針

- ・ 本施設を管理、運営するために必要な機能を効率よく配置すること。

② 更衣室、シャワー室

- ・ 職員が使用できる設備を用意すること。

③ 守衛室

- ・ 規模、位置等は、本書の内容を踏まえて計画すること。
- ・ 守衛室での業務は以下のとおりとする。
 - i. 防災設備の中央監視
 - ii. 昇降機設備等の呼出し対応
 - iii. 停電、故障、災害等の非常時対応
 - iv. 防犯管理設備の集中監視
 - v. トイレ呼出し対応
 - vi. 鍵の管理
 - vii. 通用出入口の入退出管理
 - viii. その他

④ ゴミ保管庫

- ・ ゴミ保管庫はリサイクルや分別収集、大型ゴミに配慮し、適切な規模とすること。また、収集、運搬、回収方法や頻度等を考慮し設置すること。

⑤ 機械室

- ・ 維持管理面でアクセスが容易な場所に計画すること。
- ・ 十分な広さを確保し、メンテナンス、更新に支障のない構造とすること。
- ・ 将来の改修・更新が容易に行える場所に配置し、必要に応じて機器の搬出入用の開口を設けること。
- ・ 電気関連機械室は配管ルートに注意し、トイレ、給湯室など、水を利用する室の下階に配置しないこと。
- ・ 機器の騒音や振動が居室に伝わることをないように、床・壁の遮音・吸音構造や機器防振に配慮を行うこと。

(4) 構造計画

ア. 建物構造共通事項

- ・ 十分な調査検証を行い、地域性を考慮した設計とすること。
- ・ 建物の構造形式は、構造計画概要書を基本とする。
- ・ 積載荷重条件は構造計画概要書による他、実況を十分に考慮し適切に設定すること。

イ. 耐震性能

- ・ 施設の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」「建築構造設計基準及び同解説」に基づき以下のとおりとすること。
 - a. 構造体の耐震安全性 : II類 (ただし、保有水平耐力比は1.3倍以上とする。)
 - b. 非構造部材の耐震安全性 : A類
 - c. 設備の耐震安全性 : 乙類
- ・ 構造設計に当たっては、自重、積載荷重、積雪荷重、その他の荷重及び地震荷重、風荷重に対して構造耐力上十分に安全な計画とすること。
- ・ 本施設に関する構造計算は、設計ルート3により行うこと。ただし、設計ルート3と同等以上の構造性能を有することを検証することが可能な方法による場合はこの限りでない。
- ・ 積雪荷重は積雪量0.7mとし、単位荷重を積雪量1cmごとに20N/m²以上とすること。

ウ. 耐久性能

- ・ 本書に記載のない事項は、日本建築学会諸基準を参考にすること。なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを本市の承諾を得て認めるものとする。
- ・ 振動を伴う機器・器具・什器備品に関しては振動障害を検討し、振動源を構造体と絶縁するなど必要に応じて十分な対策を講じること。
- ・ 長スパン部の床振動を考慮すること。
- ・ 外部にさらされる鉄筋コンクリート部分は、鉄筋のかぶり厚さを増すなど、耐久性に配慮すること。

エ. 基礎構造

- ・ 基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない基礎形式及び工法を定めること。
- ・ 地盤の液状化の可能性は低いと想定されるが、細粒度含有率の確認等の詳細地質調査の結果を判定して検討・対策すること。

(5) 電気設備計画

ア. 共通事項

- ・ 各室の環境条件は諸元表を参考にすること。
- ・ 十分な調査検証を行い、塩害等が発生しないよう地域性を考慮した設計とすること。
- ・ 電気工作物の計画、設計、工事に関する事項は、関連する基準等に従うこと。

イ. 受変電設備

- ・ 高圧回線を卸売市場、冷凍冷蔵庫それぞれ個別で受電し、関連店舗は各店舗で個別に低圧受電方式とする。
- ・ 点検等による停電が短時間で済む工夫をすること。
- ・ 受変電設備は閉鎖型とし電気室内に設置すること。
- ・ 電気室は保守及び将来の負荷の増設を見込んだスペースを確保すること。
- ・ 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ・ 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
- ・ 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- ・ 経済的な電気契約のため季節別・時間帯別に最も有利となる契約方式(業務用季節別時間帯別電力契約)の利用等を検討すること。

ウ. 幹線・動力設備

- ・ 幹線系統を明確化し、管理を容易に行うことができるようにすること。また、各系統別に消費電力量を把握できるようにすること。
- ・ 将来の幹線増設が容易にできるようにすること。また、増設スペースを見込むこと。
- ・ ケーブルラック、配管仕様については、施工場所に応じた耐候性を考慮して選定すること。

エ. 電灯設備

- ・ 照明器具は、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な照度を確保できる機器選定を行うこと。
- ・ 省エネルギー・高効率・高寿命タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。
- ・ 器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。特に高所に設置するものについては、点検用歩廊等により保守が行いやすい計画とすること。
- ・ 守衛室から一括管理ができるようにすること。
- ・ 点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができるようにすること。
- ・ 本施設の防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は外光・人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・ トイレ、非常階段等の人通りが少ない場所等に関しては人感センサーや調光システム等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。

- ・ 照度センサー等により昼間の消費電力を低減する工夫を行うこと。
 - ・ 窓際照明の照度制御、局部照明、反射式照明器具の設置等による省エネルギーを実現する工夫を行うこと。
 - ・ コンセントは用途に適した形式・容量を確保し、本工事に付随する別途工事も考慮した上で適切な位置に配置すること。
 - ・ その他、必要に応じて保安照明を設置すること。
 - ・ 外灯については光害に配慮すること。可能な範囲で色温度の低い落ち着いた色のある照明を工夫すること。
- オ. 静止形電源設備
- ・ 非常照明及び変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること。
- カ. 発電設備（非常用）
- ・ 以下の停電時の電力供給の考え方にに基づき、災害時に72時間程度の電力を供給できる自家発電設備を計画すること。
 - a. 消防法に規定される電力を確保する。
 - b. 【添付資料 5_関連図面】に定められた場所に電力供給を可能とする。
 - ・ 騒音、振動、排気ガス、燃料、冷却水、ランニングコスト等について検討し、適切な駆動方式の機器を選定すること。
 - ・ 非常用電源供給範囲は「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）」の「発電機回路とする負荷（事務庁舎甲類）」（最新版）を基準とすること。
- キ. 構内情報通信網設備
- ・ 本事業では、本施設に情報回線を引き込み、市場内の配管及び配線、電源の確保を行うこと。
 - ・ 通信情報用幹線として、将来用の増設経路を確保すること。
 - ・ 入札情報システムに対応できるようにすること
- ク. 構内電話交換設備
- ・ 本施設に電話回線を引き込み、各諸室に電話機を設置できるようにして外部との通信及び本施設内各諸室との連絡も可能とすること。
- ケ. 拡声設備
- ・ 消防法に定める非常放送設備を設置すること。
 - ・ 放送設備は守衛室および事務室から放送できるようにすること。
- コ. テレビ共同受信設備
- ・ 地上デジタル放送のテレビアンテナによる受信設備を設けること。
- サ. 防災設備
- ・ 「消防法」、「建築基準法」及び所轄消防署の指導に従って各種防災設備を設置すること。
 - ・ 守衛室に防災監視装置を設置し、本施設内の防災情報を統括するシステムを構築すること。
- シ. 防犯管理設備
- ・ 防犯カメラは本施設の各出入口（内外）、主要な廊下・各エレベーターかご内、エレベーターホール、駐車場等に設置すること。
 - ・ 場内入口に管理ゲートを設置すること。
 - ・ 市場内の入退室管理を計画すること。
 - ・ 機械警備設備を設置できる計画とすること
- ス. その他設備
- ・ 雪害が予測される箇所には融雪設備の導入を検討すること。
 - ・ 雨水ドレンに排水路ヒーターを設置すること。

- ・ 多目的トイレに呼出装置を設置し、具合が悪くなった際には迅速な対応ができるよう計画すること。守衛室と最寄りの執務室に呼出しを確認できる表示板等を設置すること。
- ・ 鳥の忌避音装置の設置に対応できる電源を確保すること。

(6) 機械設備計画

ア. 共通事項

- ・ 十分な調査検証を行い、塩害等が発生しないよう地域性を考慮した設計とすること。
- ・ 設備方式、使用器機材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとする。
- ・ 機器更新時を考慮した配置計画とすること。
- ・ 操作や維持管理がしやすいものとする。
- ・ 地震時等の二次災害防止に配慮した計画とすること。また、ガス、水道、排水管の建物導入部にも配慮すること。
- ・ 給水・給湯設備、排水通気設備、空調設備、衛生器具設備等について、諸室環境に応じた適切な計画を行い結露防止や防カビ対策及びクロスコネクション防止を行うこと。
- ・ 各室の環境条件は諸元表を参考にすること。

イ. 空調設備

- ・ 空調方式及び空調機の型式は、空調負荷、換気量、イニシャルコスト及びランニングコスト、環境負荷等を考慮し空調方式の比較検討を行い、適正な室内環境を維持することができるものとする。また用途、使い勝手、利用時間帯等に配慮した計画とすること。
- ・ 空調システムは、エリアの使用形態により、リモコン操作による個別制御が可能なシステムを採用すること。
- ・ 特殊な温湿度条件を必要とする場合や使用時間帯が異なるもの等は、個別に対応すること。
- ・ トイレ、受水槽ポンプ室等には凍結防止のためパネルヒーター等の対策を施すこと。

ウ. 換気設備

- ・ 室の用途、換気目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。またシックハウス対策に配慮した換気計画とすること。
- ・ 省エネルギー性を考慮し空調換気扇の設置を検討すること。また、可能な限り自然換気を行えるよう計画し、環境共存手法を導入すること。

エ. 給排水設備

a. 上水設備

- ・ 給水方式は衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。
- ・ 給水負荷変動を考慮した計画とすること。
- ・ 受水タンク（SUS 製・2 槽式）には、感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を設けること。
- ・ 災害時の対策として、飲料水を 3 日分以上確保すること。
- ・ 各箇所の計量を個別に行える計画とすること。

b. 給湯設備

- ・ 各個所の給湯量に応じた給湯設備を選定すること。

c. 排水設備

- ・ 地震等の災害時により排水機能が停止しないように計画とすること。

オ. 衛生器具設備

- ・ 衛生的で使いやすい節水型器具を採用すること。
- ・ 手洗いは発電式自動水栓、小便器は個別自動洗浄小便器を使用するなど、省エネルギー省資源に配慮した器具を採用すること。
- ・ 大便器は洋式便器を基本とし、シャワー付きトイレとする。

- ・トイレの清掃を考慮し、掃除用流しは、男子用、女子用が隣接しているトイレ毎に1つ設け、男子用、女子用が隣接しない場合は、各トイレに1つ設けること。
- ・トイレの便器、手洗い、鏡の設置数は利用人員、利用形態によって適正数とすること。
- ・多目的トイレを設置すること。なお、多目的トイレには、オストメイト対応流し等を適宜設置すること。
- ・衛生陶器は汚れが付きにくく、落としやすいよう表面処理をしたものとする。

カ. ガス設備

- ・ガス設備を設置する場合、安全対策としてガス遮断装置やガス漏れ警報器等を設けること。
- ・各箇所の計量を個別に行える計画とすること。

キ. 消火設備

- ・「消防法」、「建築基準法」及び所轄消防署の指導に従って各種消防設備を設置すること。
- ・消火器を適宜設置すること。

ク. 給油設備

- ・非常用発電機用に地下埋設タンクを計画すること。

ケ. 冷凍冷蔵設備

- ・卸売場には冷凍室、冷蔵室、低温管理室用に冷凍冷蔵設備を設置すること。
- ・別棟の冷凍冷蔵庫棟には、F1級（750m²程度）、F1級・C3級切替（250m²程度）およびC3級相当の前室（600m²程度）に対応する冷凍冷蔵設備を設置すること。

コ. 海水供給設備

- ・海水ろ過、殺菌、供給するための設備を設置すること。

サ. さく井設備

- ・海水利用のため、海水取水用の井戸を設置すること。

シ. 製氷設備

- ・貯留10t、日産10tの設備を設置すること。
- ・根氷が発生しにくいキャタピラタイプの装置とすること。

ス. 洗車設備

- ・敷地内に、料金支払い対応の洗車設備を設置すること。

(7) 昇降機設備計画

- ・各種法規に準拠した昇降機設備を設けること。
- ・緊急連絡用インターホンを設置すること。連絡先は守衛室とする。

4. 業務実施に係る要求水準

(1) 共通事項

ア. 関連法令及び適用基準

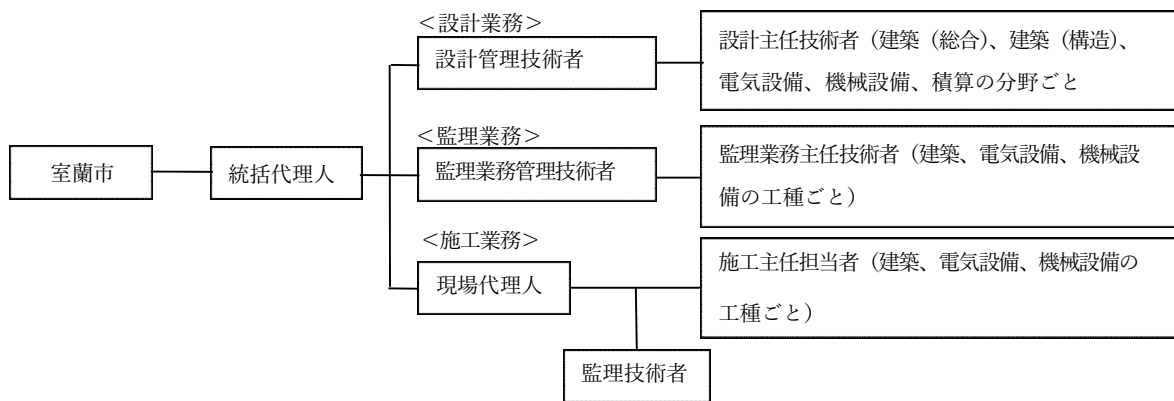
「1. 総則（6）適用法令及び適用基準」の記載による。

イ. 調査職員及び監督職員の指示

受注者は、設計・施工業務を通じ、本市業務担当員及び監督職員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

ウ. 実施体制

設計業務、監理業務、施工業務の実施体制と兼任の条件を示す。



- ・ 統括代理人と現場代理人の兼任は認めるものとする。
- ・ 監理技術者と施工主任担当者（建築）の兼任は認めるものとする。
- ・ 設計管理技術者と設計主任技術者（建築（総合））の兼任は認めるものとする。
- ・ 監理業務管理技術者と監理業務主任技術者（建築）の兼任は認めるものとする。
- ・ 統括代理人、設計管理技術者、設計主任技術者（建築（総合））、監理業務管理技術者、現場代理人、監理技術者、施工主任担当者（建築、電気設備、機械設備）については、事業者の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

a. 統括代理人

- ・ 一級建築士又は一級建築施工管理技士資格を有すること。
- ・ 受注者は契約締結後速やかに、設計・施工業務を統括する統括代理人を選定し、発注者に通知しなければならない。
- ・ 統括代理人は本書の趣旨及び内容を把握し、受注者の責任者として適正に本業務の遂行すること。
- ・ 統括代理人は、本市等との協議責任者とし、設計管理技術者、現場代理人・監理技術者及び監理業務管理技術者を統括し、設計業務及び施工業務を通して、本業務の推進と相互調整を行う。
- ・ 統括代理人の下に、設計管理技術者及び各設計主任技術者、現場代理人・監理技術者及び各施工主任担当者、監理業務管理技術者及び各監理業務主任技術者を配置すること。
- ・ 業務の期間中に、統括代理人以下の各担当者について、発注者が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。
- ・ 統括代理人以下の各担当者の変更は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ・ 統括代理人以下の各担当者に変更が生じた場合は、本市と協議の上、当初予定者と同等以上の資格及び実績等を有する者を選定すること。なお、発注者が、その者を不適当であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。

- b. 設計管理技術者及び各設計主任技術者
- ・ 契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した設計管理技術者及び各設計主任技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、積算）を選定し、発注者に通知しなければならない。
 - ・ 設計管理技術者及び建築設計主任技術者は一級建築士資格を有すること。
- c. 監理業務管理技術者及び各監理業務主任技術者
- ・ 契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した監理業務管理技術者及び各監理業務主任技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備）を選定し、発注者に通知しなければならない。
 - ・ 監理業務管理技術者及び監理業務主任技術者は一級建築士資格を有すること。
- d. 現場代理人
- ・ 一級建築士又は一級建築施工管理技士資格を有すること。
 - ・ 工事施工業務の開始から工事施工業務の完了まで専任で配置すること。
 - ・ 統括代理人と兼務できるものとする。
- e. 監理技術者
- ・ 施工主任担当者（建築）と兼務できるものとする。
 - ・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
 - ・ 一級建築士又は一級建築施工管理技士資格を有すること。
- f. 施工主任担当者
- ・ 契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した各施工主任担当者（建築、電気設備、機械設備）を選定し、発注者に通知しなければならない。
 - ・ 建築は一級建築士又は一級建築施工管理技士資格を有すること。
 - ・ 電気設備は、一級電気工事施工管理技士資格を有すること。
 - ・ 機械設備は、一級管工事施工管理技士資格を有すること。

（２） 設計業務に係る要求水準

ア. 業務の対象

受注者は、本要求水準の「2-(2)整備対象施設概要」に示す工事に関わる設計業務、設計に必要な事前調査及び申請業務を行うこと。

イ. 業務の内容

- ・ 事前調査業務
- ・ 各種申請業務
- ・ 設計及び関連業務

ウ. 設計及び関連業務

- ・ 受注者は契約締結後速やかに、本施設の設計から施工（什器備品整備含む）・引渡し・必要な許認可の取得を含む工程を示した設計計画書を作成し、本市に提出すること。
- ・ 受注者は設計に当たり、基本計画図書ならびに受注者の提案を基礎とし、本市の要望・意図を綿密に協議確認の上、設計を進めること。
- ・ 設計段階で本市と協議が必要な設計課題項目リストを作成し、承認決定時期に照らして、項目ごとに予め設計工程計画に示し、設計定例会議で進捗状況を報告する等、設計の進捗管理を受注者の責任において実施すること。
- ・ 受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき、業務実績データ等の登録を行うこと。
- ・ 設計上、重要な項目については、比較検討表を提示すること。
特に下記項目については検討すること。

- ◇ 非常照明及び誘導灯の非常用電源について
- ◇ 発電機の容量及び燃料について
- ◇ 空調熱源の比較について

エ. 実施設計に関する書類提出

- ・ 受注者は、実施設計業務完了時に、次表「実施設計完了時提出物」に示す成果品を本市に提出（10部程度）し、出来高検査を受けること。また、本市で工事監査を実施する場合は立会うこと。

オ. 工事期間中の設計業務

- ・ 工事に先立って、施工担当者、監理担当者に設計意図の伝達を行うこと。
- ・ 設計意図に基づき、仕上材料・色彩計画を発案し、本市にわかりやすい資料を用いて説明し、承諾を得ること。
- ・ 設計変更が必要な場合は工事に遅延が生じないように変更案を策定し、概算工事費とともに本市に提示すること。
- ・ 変更契約については、変更案の承諾後、速やかに変更前・後の設計図と増減工事費内訳書及び数量根拠資料を提出し、最終確認を受けること。

実施設計完了時提出物

提出図書	摘 要
(1) 建築工事实施設計図書	建築工事範囲の外構工事を含む
・設計図面（原図）	原図サイズ×1
・設計図面（製本）	A3縮小×4部
・設計内訳書	北海道建設部営繕工事積算要領による
・数量調書、代価表他	同上
(2) 外構工事实施設計図書	
・設計図面（原図）	原図サイズ×1
・設計図面（製本）	A3縮小×4部
・工事費内訳明細書	北海道建設部営繕工事積算要領による
・数量調書、代価表	同上
(3) 関連法令リスト、協議履歴	
(4) 各種検討書・計画図	
(5) 構造・設備計画書	
(6) 長寿命化計画	
・維持管理計画	
・ライフサイクルコスト	
(6) 工事工程表	
(7) 打合せ用図面	
(8) 官公庁申請書類	
・確認申請用図書	
・福祉のまちづくり条例申請書	
・建築物省エネ法申請書	
・その他行政提出書類	
(9) その他	
・透視図（外観×2、内観×2、鳥瞰×1）	
・日影図	
・各種調査報告書	
・打合せ記録書（設計打合、行政協議）	
(10) 要求水準確認計画書・報告書	
(11) 上記分の電子データ	PDF形式のほか発注者が指示するデータ形式で提出

(3) 監理業務に係る要求水準

ア. 業務の対象

受注者は、設計図書に基づく本施設の建設工事に関する監理業務を行うこと。

イ. 業務の内容

工事監理業務及び関連するその他の監理業務と付帯業務。

ウ. 建設の監理業務

- ・ 受注者は、建築基準法（第5条の4第4項第5項）及び建築士法（第2条第7項）に基づき設計担当者とは別に監理者を選任し、経歴書を付し本市に通知すること。
- ・ 業務開始に先立ち監理業務方針書を監督職員に提出する。
- ・ 監理業務の状況を毎月本市に定期報告し、本市の要請があったときには随時報告を行うこと。
- ・ 監理業務は重点監理とし、その内容は、国交省告示15号の「及びその他の標準業務及び付帯業務」、「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」、「工事監理ガイドライン（平成21年9月策定）」及び「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン（平成28年3月策定）」に示される業務とする。
- ・ 建築基準法（第5条の4第4項第5項）及び建築士法（第2条第7項）に基づき工事監理業務を実施すること。
- ・ 受注者が作成した施工計画書及び使用材料承諾願い等の確認を監理者として行い、速やかに本市に提出し承諾を得ること。その際、施工計画や材料選定等に設計意図の確認を要する事項については、事前に設計者の確認を得て記録に残すこと。
- ・ 工事定例会議を定期的に行い出席すること。
- ・ 関係機関との協議及び各種法令手続きのための書類作成及び技術的助力を行うこと。
- ・ 監督職員の検査に先立って又は同時に検査を行う。
- ・ 諸官庁（建築確認機関を含む）等に必要な検査の申請を行い、検査に立会うこと。
- ・ 本市の中間検査及び完成検査に立会うこと。また、本市で工事監査を実施する場合は立会うこと。
- ・ 一部完成・中間・出来形検査は「室蘭市建設工事請負契約約款（設計・施工一括）」に基づく。
- ・ 本市の竣工検査前までに監理者検査を行い、検査結果を本市に通知すること。
- ・ 竣工時に、監理報告書を作成し本市に提出すること。

(4) 施工業務に係る要求水準

ア. 業務の対象

受注者は、実施設計図書に基づき本施設の建設工事を行うこと。また、各種の備品（以下「什器備品」という。）を整備できるようにすること。ただし、実施設計図書と本書に相違がある場合は本書の記載内容に従うものとする。

イ. 業務の内容

- ・ 本施設の施工業務及びその関連業務。

ウ. 施工業務及びその関連業務の実施

a. 基本的な考え方

- ・ 事業契約書に定める期間内に本施設の建設工事を実施すること。
- ・ 事業契約書に定められた本施設の調査、建設及び什器備品設置等の履行のために必要となる業務は、受注者の責任において実施すること。
- ・ 近隣住民や市民に対する建設工事関係の事前説明については、受注者が実施するとともに、本市はこれに協力するものとする。

b. 工事計画策定にあたり留意すべき項目

- ・ 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照し適切な工事計画を策定すること。
 - ・ 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
 - ・ 受注者は、工事内容を近隣住民及び市民、ならびに庁舎利用者へ周知徹底して理解を得るよう努めること。
 - ・ 本施設及び近隣への対応について、受注者は本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
 - ・ 工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動対策）を行うこと。
 - ・ 工事は原則として土曜日、日曜日及び年末年始は行わないこと。
- c. 建設に関する各種申請の適切な対応
- ・ 設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図ること。
 - ・ 建設段階から必要となる申請がある場合は、適切に申請を実施すること。

エ. 着工前業務

a. 近隣調査・準備検査等

- ・ 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民及び市民の理解及び安全を確保すること。
- ・ 近隣への説明を実施すること。
- ・ 建物及びその工事によって近隣に及ぼす騒音や振動の影響について必要な検討を実施し、問題があれば適切な処置を行うこと。
- ・ 本施設建設に伴い発生が予想されるテレビ電波障害について、テレビ電波障害防除対策は、別途協議の上で検討し実施すること。
- ・ 工事中の電波障害に対処するために中間検査を実施するとともに、本施設完成後は、事後調査を実施した上で、必要な対策を講じること。
- ・ 受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、WEB 上で工事实績データの作成・登録を行うこと。

b. 工事着工届等の提出

- ・ 受注者は、建設工事着工前に、次の書類を本市に提出して、承諾を得ること。
 - ◇ 工事着工届（任意様式）
 - ◇ 工事工程表（任意様式）
 - ◇ 現場代理人及び技術者選任通知（様式第 26 号）
 - ◇ 下請け施工体系図及び施工体制台帳（写し）

c. 施工計画書等の提出

- ・ 受注者は、各工事工種の着手前に建設業務にあたる者が作成した次の書類について、工事監理者の確認を得た後、速やかに本市に提出して承諾を得ること。

◇ 総合施工計画書	3 部
◇ 使用材料承諾願（様式 28 号）	3 部
◇ その他工事施工に必要な届出等	3 部

オ. 施工期間中業務

a. 建設工事

- ・ 各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。受注者は工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・ 本市は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、施工中に随時検査を行うことができるものとする。
- ・ 工事中における近隣住民、来庁者等への安全対策については万全を期すこと。
- ・ 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下・地下水の汚染等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対応を行うこと。

- ・ 周辺地域に万が一悪影響を与えるような事態が発生した場合は、受注者の責任において苦情処理等に対応すること。
- ・ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- ・ 隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。
- ・ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、受注者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。
- ・ 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万が一に火災等により災害が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、本市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。

b. その他

- ・ 原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、受注者が責任を負うものとする。
- ・ 受注者は、建築期間中に建設業務にあたる者が作成した次の書類について、当該事項に応じて監理者に確認を得た後、速やかに本市へ提出して承諾を得ること。
 - ◇ 承諾願（機器承諾願）
 - ◇ 承諾願（残土処分計画書）
 - ◇ 承諾願（産業廃棄物処分計画書）
 - ◇ 承諾願（主要工事施工計画書）
 - ◇ 承諾願（生コン配合計画書）
 - ◇ 報告書（各種試験結果報告書）
 - ◇ 報告書（各種出荷証明）
 - ◇ 報告書（マニフェストA・B2・D・E票）の写し
 - ◇ 本市が調達する什器・備品の設置工事
- ・ 工事現場の見学会、視察及び工事監査が行われる際には協力すること。

カ. 完成後業務

a. 完成検査及び完成確認

自主検査、完了検査、完成確認及び完成検査を、本施設を本市へ引き渡しを行う前段において実施するものとする。

b. 実施方法

自主検査、完了検査、完成確認及び完成検査は、市場の引渡し時点及び外構等の引渡し時点、それぞれの時点において、次の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

① シックハウス対策の検査

- 受注者は、次の「②受注者による自主検査」に際して本施設におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を本市に報告すること。
- 測定値が「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について」（厚生省生活衛生局長通知）に定められる値を上回った場合、受注者は、自己の責任及び費用負担において、「④本市の完成検査」までには是正措置を講ずること。

② 受注者による自主検査

- 受注者（設計者・監理者・施工者）は、自らの責任及び費用において、本施設の完成検査及び機器・器具・什器備品の試運転検査等を実施すること。

- ii. 本市は受注者が実施する完成検査及び機器・器具・什器備品の試運転に立会うことができるものとする。
 - iii. 受注者は、本市に対して完成検査、機器・器具・什器備品の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
 - iv. 受注者は、自ら実施した完成検査の完了後、速やかに工事完了届とともに、次の書類を本市へ提出すること。
 - ・ 完成検査調書（受注者によるもの）
 - ・ 室内空气中化学物質の測定結果
- ③ 諸官庁による完了検査対応
受注者は、諸官庁による完了検査を受け、検査済証を取得すること。
- ④ 本市の完成検査
受注者は前述「②受注者による自主検査」、「③諸官庁の完了検査対応」の終了後、所定の書類とともに工事完了届けを提出し、本市は 2 週間以内に受注者及び監理者の立会いの下で担当検査官が完成検査を実施するものとする。
- ⑤ 完成検査後の是正等
- i. 本市は、前述「④本市の完成検査」の結果、是正、修補等が必要な場合、期限を定めた上で受注者へ指示するものとする。
 - ii. 受注者は、前記による書面の指示を受けた場合において、期日までに是正等を完了させるものとする。期日までに是正等を完了させることが不可能である場合は、本市と協議の上で期限を再設定することが出来るものとする。
 - iii. 受注者は、本施設において是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を完成図書に反映させるものとする。
- ⑥ 取扱説明
受注者は、機器、器具及び什器備品の取扱いに関する本市への説明を実施すること。
- ⑦ 完成図書の提出
受注者は、本市による完成確認後、速やかに下表「完成時提出物一覧」の完成図書を提出すること。

完成時提出物一覧

提出図書	部数	摘要
完成図書		
・完成図面一式（原図サイズ、A3 縮小図）	各 1 部	PDF データのほか発注者の指示するデータ形式と共に提出
・完成図面一式	3 部	A3 縮小版二つ折り製本
・機器取扱説明書	2 部	ファイル
・各保証書、証明書等（原本）	1 部	クリアファイル
・その他関係書類等	1 部	クリアファイル
完成写真（監督員の承諾する撮影業者）		
キャビネ判	3 冊	製本アルバム ・50カット（ドローンによる空撮含む） ・jpg 形式ファイル
施工図		
	1 部	PDF データのほか発注者の指示するデータ形式と共に提出
使用材料等		
メーカー製品名一覧表	1 部	Excel、Word 等のデータ共
維持管理業務仕様書	2 部	
ライフサイクルコスト計画書	2 部	
鍵リスト及びBOX ボックスマスターキー作成	1 式	
各種検査記録	1 部	
要求水準確認計画書	1 部	

(5) 要求水準の確保及び技術提案事項の実施確認について

ア. 要求水準の確保及び技術提案事項の実施確認の基本的な考え方

受注者は、設計業務、工事施工業務及び監理業務を行う過程で、提出物ならびに下記の各成果物と、本書及びプロポーザル時の技術提案書に記載の提案事項との適合性確認を行い、本市に報告すること。

- ・ 実施設計完了時における実施設計図書及び計算書等
- ・ 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画
- ・ 各部位の施工完了時における施工の確認
- ・ 全体の施工完了時における施工の確認

イ. 「要求水準等確認計画書」の作成と確認

- ・ 受注者は契約締結後速やかに「要求水準等確認計画書」を作成し、本市と協議の上、承諾を得ること。
- ・ 「要求水準等確認計画書」には、要求水準で定めた各項目及び技術提案書で提案した事項を一覧化したチェックリスト「要求水準等確認書」を添付し、項目ごとの確認方法と確認時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
- ・ 「要求水準等確認書」は、業務の進捗に応じ必要な時期に中間報告し、成果品提出時にはその一部として提出すること。
- ・ 「要求水準等確認書」は、本市と協議の上、適宜変更及び見直しを行うこと。

ウ. 実施設計図書の修正

- ・ 本市は、受注者から提出された実施設計図書の内容が要求水準及び技術提案書、又は本市と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・ その場合、受注者は速やかに実施設計図書の修正を行い、修正点について本市に提出し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。